

## 平成28年第4回区議会定例会提出議案

### 第1 条例

#### 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

下記(3)の法律により雇用保険法（昭和49年法律第116号）が改正されることに伴い、雇用保険に準拠して定めている失業者の退職手当の支給範囲を拡大する。

ア 65歳以前から引き続いて雇用されている者だけでなく、65歳以降に新たに雇用されるものについても、雇用保険法に規定する高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給対象とする。

イ 65歳以上の退職者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受給できる場合に、雇用保険法に規定する就業促進手当、移転費等の就職促進給付に相当する退職手当を支給する。

ウ 現行の「広域求職活動費」について、新たに給付内容を拡充して「求職活動支援費」として改められたことから、就職面接のための子の一時預かり費用等についても退職手当の支給対象とする。

##### (2) 施行期日

平成29年1月1日

##### (3) 参考

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）

公布 平成28年3月31日 施行 平成29年1月1日

#### 2 目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

下記(3)の政令により公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が改正されたことに伴い、政令に準拠して定めている目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げる。

ア 自動車の借入契約の公費負担に係る単価 15,300円 → 15,800円

イ 自動車の燃料の供給に関する契約の公費負担に係る単価 7,350円 → 7,560円

ウ ビラの作成の公費負担に係る単価 7円30銭 → 7円51銭

エ ポスターの作成の公費負担に係る単価 印刷費 510円48銭 → 525円6銭  
企画費 301,875円 → 310,500円

##### (2) 施行期日

公布の日

##### (3) 参考

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）

公布 平成28年4月8日 施行 公布の日

### 3 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正内容

ア 下記(3)アの法律により地方税法(昭和25年法律第226号)が改正されたことに伴い、次のとおり改正を行う。

##### (ア) 区民税の延滞金額の計算期間の見直し

所得税における延滞税の計算期間の見直しと同様に、区民税の延滞金額の計算期間に関して規定の整備を行う。

##### (イ) 医療費控除の特例の創設

平成30年度から平成34年度までの区民税に限り、医療用から転用された一般用医薬品等を購入した場合に、現行の医療費控除との選択により、年間1万2千円を超える金額について、所得から控除できる特例を設ける。

##### (ウ) 環境への負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の軽課の特例措置の適用期限の延長

平成28年度に限り実施することとしていた環境への負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の軽課の特例措置について、その適用期限を平成29年度まで延長する。

イ 日台民間租税取決めが締結され、下記(3)イの法律により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律(昭和37年法律第144号)が改正されたことに伴い、日本国居住者が台湾の投資事業組合等を通して得た利子所得、配当所得等に対し、申告により100分の3の税率で課税する特例を設ける。

#### (2) 施行期日

ア 上記(1)ア(ア)及びイ 平成29年1月1日

イ 上記(1)ア(ウ) 平成29年4月1日

ウ 上記(1)ア(イ) 平成30年1月1日

#### (3) 参考

ア 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)

公布 平成28年3月31日 施行 平成28年4月1日等

イ 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)

公布 平成28年3月31日 施行 平成28年4月1日

### 4 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正内容

廃棄物処理手数料の額を引き上げる。

ア 1キログラム 36円50銭 → 40円

イ 有料ごみ処理券 10リットル 69円 → 76円

(2) 施行期日

平成29年10月1日

5 目黒区立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

保育所を廃止する。

名称	位置
目黒区立中目黒保育園	東京都目黒区中目黒五丁目7番4号

(2) 施行期日

規則で定める日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

7 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 給料表の改定

公民較差(584円、0.15%)を是正するため、改定する。

イ 勤勉手当の増額

(7) 平成28年12月支給分

・一般職員 (単位：月)

	12月		増額
	現行	改正後	
一般	0.85	<u>0.95</u>	0.1
管理職	1.05	<u>1.15</u>	0.1

・再任用職員 (単位：月)

	12月		増額
	現行	改正後	
一般	0.4	<u>0.45</u>	0.05
管理職	0.5	<u>0.55</u>	0.05

(4) 平成29年度以降

・一般職員 (単位：月)

	6月		12月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	
一般	0.85	<u>0.9</u>	0.85	<u>0.9</u>	0.1
管理職	1.05	<u>1.1</u>	1.05	<u>1.1</u>	0.1

・再任用職員 (単位：月)

	6月		12月		増額
	現行	改正後	現行	改正後	

一般	0.4	<u>0.425</u>	0.4	<u>0.425</u>	0.05
管理職	0.5	<u>0.525</u>	0.5	<u>0.525</u>	0.05

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア及びイ(ア) 公布の日

- ・ア 平成28年4月1日から適用
- ・イ(ア) 平成28年12月1日から適用

イ 上記(1)イ(イ) 平成29年4月1日

8 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の給料等の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条）

(ア) 期末手当の増額 (単位：月)

	現行	改正後
3月	0.25	0.25
6月	1.50	<u>1.55</u>
12月	1.50	<u>1.55</u>
計	3.25	<u>3.35</u>

(イ) 給料の額の増額

職名	現行	改正後
区長	1,058,000円	<u>1,060,000円</u>
副区長	846,000円	<u>848,000円</u>

イ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第2条）

給料の額の増額

職名	現行	改正後
教育長	740,000円	<u>742,000円</u>

ウ 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第3条）

給料の額の増額

区分		現行	改正後	
識見を有する者	常勤	代表監査委員	629,000円	<u>630,000円</u>
		その他の監査委員	609,000円	<u>610,000円</u>

(2) 施行期日

平成29年1月1日

第2 指定管理者の指定

1 目黒区立福祉工房の指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区立下目黒福祉工房

(2) 指定する団体

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(3) 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 第3 目黒区有通路路線の認定

#### 1 目黒区有通路路線の認定について

(1) 地番 目黒区鷹番三丁目107番14ほか

(2) 延長 77.90m

(3) 幅員 3.00m～4.00m

(4) 面積 258.88㎡

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206